

手続きは
込み合う
前に

引っ越しに伴う 各種手続きは お早めに



3月は、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなる月です。月曜日や月初め・月末は、引っ越しの手続きなどで窓口が非常に込み合います。できるだけこの時期を避け、早めに手続きをしてください。



住民異動届

【転出するとき→転出届】 転出する前のおおむね10日以内に届け出を。
新しい住所地での転入届に必要な転出証明書の交付または個人番号

カードか住基カードへの転出処理を受けてください。
【転入したとき→転入届】 転入した日から14日以内に届け出を。
前の住所地で交付を受けた転出証明書または特例に係る処理済みの個人番号カードか住基カードを必ず持参してください。
【市内で転居したとき→転居届】 転居した日から（引っ越し後）14日以内に届け出を。

※届け出には窓口に来た人の運転免許証や健康保険証など、本人を確認する書類が必要です。また、代理人（同居の親族を除く）が届け出をする場合は、委任状も必要です。
▽問い合わせ・届け出先 市民課（市役所1階、☎35・1113）／岩木総合支所民生課（☎82・1628）／相馬総合支所民生課（☎84・2111、内線809）／各出張所



小・中学校の転校

市内で転居したときは、転居先によって、お子さんが小・中学校を転校しなければならない場合があります。

詳しくはお問い合わせください。
▽問い合わせ先 教育委員会学務健康課（岩木庁舎内、☎82・1643）



国民健康保険

【転出するとき】 被保険者証や高齢受給者証などを返却してください。また、市外の学校に入学する場合は、在学証明書または学生証の写しを持参してください。
【市内で転居したとき】 被保険者証

などを持参し、届け出を。
▽問い合わせ・届け出先 国保年金課（市役所1階、☎40・7045）／岩木総合支所民生課（☎82・1628）／相馬総合支所民生課（☎84・2111、内線810）



後期高齢者医療制度

【転出するとき・市内で転居したとき】 被保険者証や限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を持参し、届け出を。
【転入したとき】 県外からの場合は、前の住所地からの負担区分等証

明書を持参し、届け出を。
▽問い合わせ・届け出先 国保年金課（市役所1階、☎40・7046）／岩木総合支所民生課（☎82・1628）／相馬総合支所民生課（☎84・2111、内線810）



国民年金

【住所を異動するとき】 国民年金1号加入中の人は、手続きは不要です。60歳以上で年金受給をしていない人など、他に手続きが必要な人もいます。詳しくは問い合わせを。

▽問い合わせ先 国保年金課（市役所1階、☎40・7048）／岩木総合支所民生課（☎82・1628）／相馬総合支所民生課（☎84・2111、内線810）



介護保険

要介護・要支援認定を受けている人や認定申請中の人は、新しい住所地であらためて認定申請をしてください。

詳しくはお問い合わせください。
▽問い合わせ先 介護福祉課（市役所2階、☎40・7050）



自動車・バイクの異動

軽・普通自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。
▽届け出先 ①125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車など…市民税課（市役所2階、☎35・

1117）／岩木総合支所民生課（☎82・1628）／相馬総合支所民生課（☎84・2111、内線808） ②軽四輪自動車、250cc以下の軽二輪…軽自動車検査協会（青森市浜田字豊田、☎050・3816・1831） ③250ccを超える二輪の小型自動車、普通自動車…青森運輸支局（青森市浜田字豊田、☎青森017・739・1501） ※②と③は、弘前自動車協会（神田4丁目、☎32・7237）でも手続

できます（手数料が必要）。
○普通自動車税 運輸支局に住所の変更届がすぐにできない場合は、まず中南地域県民局県税部納税管理課（蔵主町、弘前合同庁舎内、☎32・4341）に連絡を。納税通知書を新しい住所地に送付します。
※県ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>）からも住所変更の届け出ができます。



水道

水道を使い始めるときまたは使用を止めるときは5日くらい前までに

連絡してください。その際、検針のお知らせや水道料金領収書に記載されている「お客様コード」をお知らせください。
▽連絡先 上下水道部営業課（茂森町、☎36・8115）

※引っ越しの際は、事故防止のために必ず水抜き栓を操作し、水下げを行ってください。なお、水道料金はコンビニエンスストアでも支払うことができますので、ご利用ください。



ごみ

市では、引っ越しなどで大量に出るごみの収集はしていません。一度に処分するときは、次の施設に持ち込みする（一定量から有料）か、許可業者に依頼（有料）してください。なお、直接施設に持ち込む場合は、

使用許可証が必要です。使用許可証は各施設で交付しています。
※4月からは料金、搬入方法などが変わります。詳しくは問い合わせを。
【燃やせるごみ】 弘前地区環境整備センター（町田字筒井）休業日第1・第3日曜日／南部清掃工場（小金崎字川原田）休業日第2・第4日曜日
【燃やせないごみ・大型ごみ・容器包装ごみ】 弘前地区環境整備センター

※家電リサイクル対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）やタイヤなどの自動車部品、消火器など、市のごみ収集および施設での受け入れを行っていないごみがあります。
▽問い合わせ先 環境事業所（町田字筒井、☎35・1130、32・1952）／弘前地区環境整備センター（☎36・3883）／南部清掃工場（☎92・2105）

※これらのほか、電気やガス、電話、NHK放送受信料、新聞などの連絡もお忘れなく。郵便局に新しい住所を届けると、1年間は前の住所あての郵便を転送してくれます。